

返戻金制度

当社の紹介により就職した者が、入社 6 か月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を修了した場合に、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

1. 入社 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 100%

2. 入社 6 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

※ただし、個別の契約により上記とは別の定めをする場合があります。

以上

タップ株式会社
掛川市掛川 10 番地
22-ユ-300423